

(一) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (二) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (三) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (四) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (五) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (六) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (七) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (八) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (九) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十一) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十二) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十三) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十四) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十五) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十六) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十七) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十八) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (十九) 土地の権利を農民に譲渡する事
 (二十) 土地の権利を農民に譲渡する事

現在農法小作法ノ立案者矣作業遂次アルソノ周圍ニ集マル者ハ
 縣會議員農勸學者等スベテ大地主ノ手鑑デアル
 (十) コウ云方適中が帝國農會ニ集マツテ何ヲ相談シテキルノダラ
 ウカドウシテ我々農民ヲ奴隸ノ様ニ手ナズケテヲクカドウシテ我
 々ヲ彼等ニ使僕使差仕立為上御座カヲ研究スルノダ
 (十一) 我々ハ不平等ヲ御我々受領マシ我々ト彼等大地主トノ利害
 ノ對立ヲゴマ掩蓋ス我々ヲ無氣力ニスルツウシテヲケハ彼等ハ枕
 タ高クシテネムレル永久ニ大地主トシテ威張ツテ居ラレル
 (十二) 我近來小作人ハ自分達ノ境遇ニ目ザメテ大地主ノ横暴ナル
 抑壓ニ反抗シ到ル處ニ小作會議方起ツテキル日本農民組合ハ小作
 人ノ先頭ニ立ツテ勇敢ニ戦ツテキル他方自作ヤ小地主モ大地主ノ
 跋扈ニ堪エ兼木小作人ト提携シテ大地主ニ反抗シテキル労働農
 民黨(我々國唯一ノ民衆ノ政黨)ハコレ等全農民ノ先頭ニ立ツテ
 大地主ト政府ト足下ニ迫ツテキルカカル形勢ノ前ニ大地主ト政府